

熊本県告示第 237 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 6 号	宇土郡不知火町大字松合字屋敷新地 同 所 字山須 地内から 地内まで	45.0	国 交 安

2 供用開始する期日 平成 15 年 3 月 12 日

熊本県告示第 238 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡矢部町大字北中島字冷水 同 所 1114 番 1 地先から 字北城ノ尾 312 番 1 地先まで	1,158.0	国 道 改

2 供用開始する期日 平成 15 年 3 月 31 日

熊本県告示第 239 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成 15 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市新港一丁目 1 番地先
- 3 概 要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	臨港道路	延長 1,050 メートル、車道幅員 11.25 メートル 構造 アスファルト舗装、車線数 2
②	区画道路	延長 45.0 メートル、車道幅員 10.00 メートル 構造 コンクリート舗装、車線数 2
③	区画道路	延長 48.0 メートル、車道幅員 7.00 メートル 構造 コンクリート舗装、車線数 2
④	野積場	面積 15,655.4 平方メートル 水深マイナス 2.0 メートル
⑤	野積場	面積 3,362.2 平方メートル 水深マイナス 2.0 メートル